感染症の影響による離職者を試行雇用する事業主への助成（トライアル雇用助成金）

厚生労働省

① 施策の目的

労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援する。

② 施策の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者の早期再就職支援を図るため、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設する。

③ 施策の具体的内容

■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
令和２年１月２４日（※）以降に離職した者であって、離職期間が３か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者 （※）雇用調整助成金による特例措置の適用開始日	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円

■ 助成のイメージ

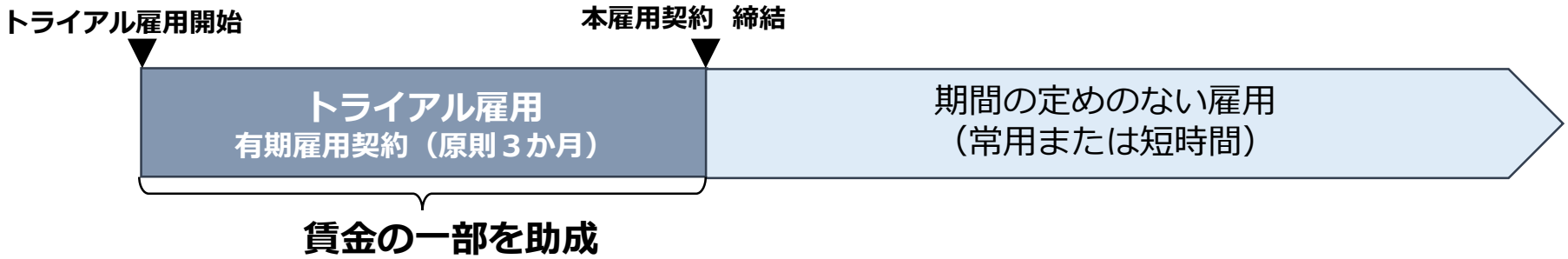

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

農林水産省

① 施策の目的

水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新。

② 施策の概要

新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、産地と実需者の連携に基づいた、**実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出・拡大のための製造機械・施設等の導入を支援**する。

③ 施策の具体的内容

【水田リノベーション産地・実需協働プラン】

産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、
新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

産地サイド：実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

プランに参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援

〇交付単価：４万円/10a
〇対象品目：令和３年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、
高収益作物（野菜等）、麦・大豆
※農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要

（支援対象となる取組の例）

直播栽培

フェロモントラップの設置

土壌診断

実需サイド：需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援

プランに参画する実需者が、プランに参画する実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援

〇補助率：１／２以内

（支援対象となる機械・施設の例）

輸出向けパックご飯の
製造ライン増設

冷凍野菜製造ラインを国産
野菜仕様に切り替える改修

輸出向け集荷・貯蔵
施設の整備

④ 成果イメージ

〇 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで]）
〇 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた米や高収益作物等を生産する産地の育成・強化

グローバル産地づくり緊急対策事業

農林水産省

① 施策の目的

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円［2025年まで］、5兆円［2030年まで］）

② 施策の概要

輸出に取り組む産地、事業者の裾野を広げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）において、産地間連携の促進、輸出診断やそのフォローアップ、ネットワーキング交流会開催の他、地域の加工食品の国際競争力強化など、品目等の課題に応じた取組等を支援。

③ 施策の具体的内容

1. GFPの活動加速化

GFP登録者の輸出取組状況に応じた、産地間連携の促進・輸出型産地の形成、輸出診断及びそのフォローアップ、地域商社と生産者とのマッチングの強化等を実施。

GFP登録者に対する輸出診断

2. 品目等の課題に応じた取組支援

品目特有の緊急課題への対応を支援。

①地域の加工食品の国際競争力強化支援

②水産エコラベルの認証取得加速化緊急対策

③有機JAS認証、GAP認証取得等支援

④青果物の輸出拡大加速化対策

GFP登録者のオンラインマッチングイベント

＜事業の流れ＞

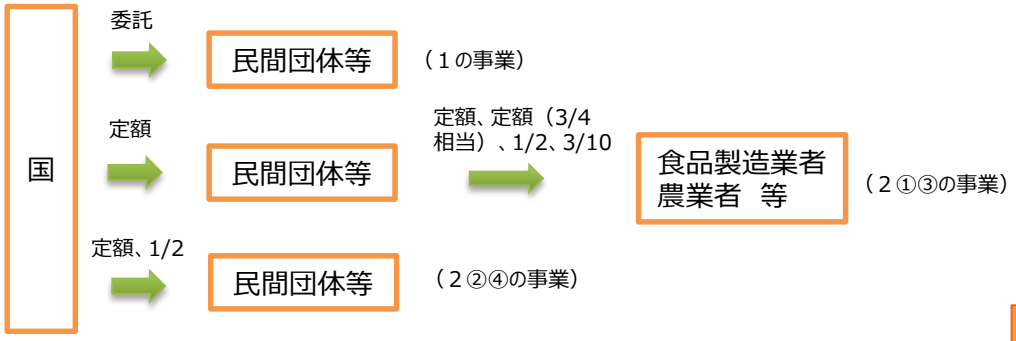

緊急小口資金等の特例措置の延長

厚生労働省

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し、生活に困窮されている方に資金貸付を行い、その生活を支援する。

② 施策の概要

〇新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
〇万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

③ 施策の具体的内容

【実施主体】
都道府県社会福祉協議会

【補助スキーム】
国から都道府県を通じて都道府県社会福祉協議会へ貸付原資等を間接補助
※補助率10／10（国全額負担）

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。

【緊急小口資金】
（一時的な資金が必要な方［主に休業された方］）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、**緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする**世帯**
貸付上限	10万円以内	**学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内**
据置期間	2月以内	**1年以内**
償還期限	12月以内	**2年以内**
貸付利子	無利子	**無利子**

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金（生活支援費）】
（生活の立て直しが必要な方［主に失業された方等］）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	（二人以上）月20万円×3月以内＝60万円以内 （単身）月15万円×3月以内＝45万円以内	同左
据置期間	6月以内	**1年以内**
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	**無利子**

注1　総合支援資金（生活支援費）については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。
注2　特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

住居確保給付金の支給期間の延長

厚生労働省

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等の安定した住まいの確保を支援する。

② 施策の概要

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

③ 施策の具体的内容

支給期間（現行）

原則3か月（最長9か月まで）

支給期間（延長後）

令和二年度中に新規で申請した方のうち、一定の要件（※）を満たす方について、支給期間を最長12か月まで延長可能とする。

（※）10～12か月目の支給にあたっては、通常の支給要件に加え、

- 資産要件について、世帯の預貯金の合計額が市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12の３月分を超えないこと（但し50万円を超えない額）とする
- 求職活動等要件について、ハローワークへの求職申込み等を必須とする。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、９０５自治体）

【補 助 率】 ３／４

【支給対象者】・離職・廃業後２年以内の者

・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の収入要件(目安)：単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の６月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）

※東京都特別区の資産要件(目安)：単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支 給 額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の支給額(目安)：単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則３か月（求職活動等を誠実に行っている場合は３か月延長可能（最長９か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】

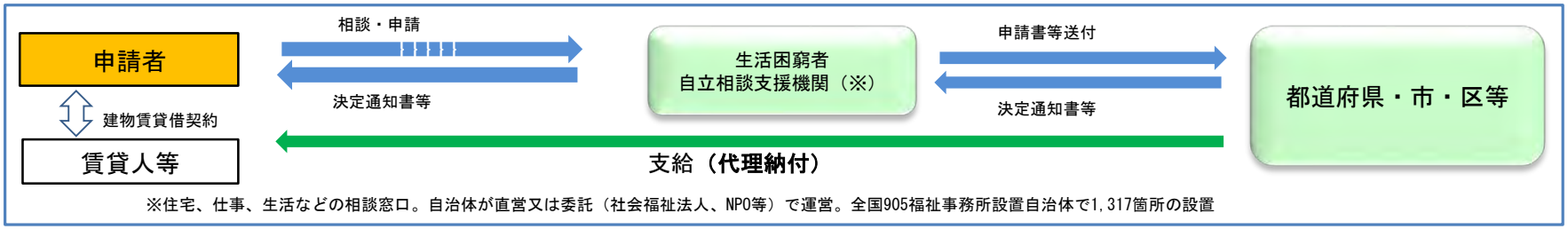

ひとり親世帯臨時特別給付金

厚生労働省

① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行う。

② 施策の概要

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を実施しているところ。

○ ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、給付金の基本給付（2次補正分）の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施。

③ 施策の具体的内容

1. 対象者

以下のいずれかに該当し、基本給付（2次補正分）の支給を受けた者（申請不要）

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※令和2年12月11日時点では基本給付（2次補正分）の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。

2. 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
（基本給付（2次補正分）に同じ。）

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

4. 費用

全額国庫負担（10／10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（令和2年度予備費）

737億円（事業費）　※母子家庭等対策総合支援事業

6. スケジュール

支給を年内を目処に実施